

令和 2 年 9 月 17 日現在

機関番号：37407

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K04009

研究課題名（和文）障害者虐待に関する国際研究～日本・アメリカ・フィンランドの比較～

研究課題名（英文）International study of abuse of people with disabilities comparing among Japan, United States and Finland

研究代表者

増田 公香（Masuda, Kimika）

九州看護福祉大学・看護福祉学部・教授

研究者番号：60316776

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では日本・アメリカ・フィンランドの国際比較をとし次の点が明らかとなった。フィンランドにおいては支援者に1か月程度の長期休暇が保障される等支援者に対する労働環境が整備されていた。アメリカ・カリフォルニア州においては、ランターマン法という州独自の法律が整備されておりアウトリーチによる「早期発見早期療育」が具体化されていた。また障害者虐待に関しては児童保護サービス・成人保護サービスにおいて24時間通報システムが構築されていた。日本においては支援現場で支援者不足が大きな問題であることが確認できた。また特別支援学校において教員に直接調査を行い、教育の現場で虐待が発生していることが確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一にフィンランドの調査をとし支援者の労働環境整備の重要性が明らかとなった。第二にアメリカ・カリフォルニア州の調査研究をとし、ランターマン法によるアウトリーチによる支援及び障害ゆえに生じる格差を福祉政策が補完する社会的モデルの実際を把握することができた。また虐待概念の拡大に関する新たな知見も得られた。第三に全国の障害者福祉現場の支援者に調査を行い虐待が発生していることが明らかとなった。またA県の特別支援学校の教員に悉皆調査ができ虐待事象が発生していることが確認できた。その結果今後障害者虐待防止法の通報拡大に向けての情報収集を得られることができた。

研究成果の概要（英文）：This study found the following three points. First in Finland, the agency assisting people with disabilities set up the supportive work environment such as long vacation system. Second in the State of California, the United States, flexible and suitable services are provided for people with disabilities under Lander Man Act. Regarding the abuse of people with disabilities, child protective service and adult protective service are available in 24 hours. Third in Japan the lack of the personnel at the agency assisting people with disabilities is recognized as the big issue. And it is found that abuse against students with disabilities happened at the school of special education through the empirical study with teachers working at the school.

研究分野：障害者福祉

キーワード：障害者虐待 フィンランドの障害者福祉 アメリカ・カリフォルニア州の障害者福祉 国際比較 ランターマン法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

わが国において 2011 年に障害者虐待防止法が成立し翌 2012 年より施行されている。しかしながら当法律においては、学校・保育所・医療機関は通報外となっている。その一方で学校や医療機関等においても虐待及び権利侵害の事件は発生している。また障害者福祉支援現場で働く支援者の状況等についても十分な把握が行われていない。そのような中で北欧やアメリカにおいてはどのような対応が行われているのか、現状の日本においてはあまり情報が得られていない。

### 2. 研究の目的

本研究では障害者虐待防止法制定後現時点における課題及び問題点を当事者及び障害福祉現場の支援者及び教育の現場からその実態把握を行う。またフィンランド及びアメリカの虐待及び支援施策の実態把握を行い比較検討する。そのうえで今後日本に求められる支援施策を明らかにすることをその目的とした。

### 3. 研究の方法

1. 日本国内においては次の方法をとった。  
海外の先行研究等をレビューし基礎研究として実施した。  
障害者虐待防止法前後の変化を当事者に対しアンケート調査を実施した。  
全国の障害者福祉現場で働く支援者に労働環境に関するアンケート調査を実施した。  
特別支援学校の教員にアンケート調査を実施した。
2. フィンランドにおいて現場の支援者等からインタビュー調査を行った。
3. アメリカ・カリフォルニア州において次の方法を展開した。  
障害者虐待の研究機関を訪問しインタビュー調査を実施した。  
当事者の会の利用者にインタビュー調査を実施した。

### 4. 研究成果

研究成果報告に関しては、以下各年次ごとに記述する。

#### 【2015 年】

2015 年には大きく 4 つの研究を展開した。

第一に障害者虐待に関する海外の文献を 22 本収集し分析及び検討した。その結果、筆者の著書『当事者と家族からみた障害者虐待の実態 数量的調査が明かす課題と方策』（明石書店、2014 年）において障害者虐待の発生要因の構造モデルを提示したが、今回の分析により虐待行為によりその発生構造は異なるのではないかと、との仮説を設定した。

第二に、フィンランドのシポー市の障害者福祉担当のソーシャルワーカーにインタビュー調査を実施し、フィンランドにおける障害者虐待の実態を把握した。

第三に、フィンランドの高齢者虐待対応センターのセンター長及びスタッフにインタビュー調査を行った。フィンランドにおいては成人の障害者虐待に関しては、高齢者虐待の一部として対応する。また近年のフィンランドの障害者関連法の変化との関連性からフィンランドにおける障害者虐待の対応システムの把握を行った。

第四に、フィンランド・シポー市にある高齢者ケア財団のケア部長にインタビュー調査を行った。彼女は日本の高齢者施設を数回視察して滞在しているため、日本とフィンランドとの施設における職員の労働環境の相違を確認することができた。その結果、フィンランドと日本の相違点は、労働時間の厳格さに対する意識の違い、また近年保障される長期休暇等、施設職員の労働環境が日本とは大きく異なることが明らかとなった。つまり労働時間に関しては既定の労働時間の厳格さが国民の中に浸透しているため残業は全く行わないという事である。さらに夏季休暇等を中心に 1 か月くらいの長期休暇が保障されている。その結果、通常の支援や労働においてストレスを強く感じていたとしても長期休暇により改善することが可能である、という。フィンランドと日本を比較した場合、支援者の労働環境が大きく異なることが明らかとなった。

#### 【2016 年】

2016 年度は次の点を展開した。

第一に障害者虐待に関する海外を中心とした文献を収集し分析した。その結果、障害のある女性に関する虐待に関しては性的虐待として女性学と連携し独自の研究展開が行われていることが確認された。つまり障害者虐待の中でも性的虐待に関しては他の虐待事象とは別の方向性で位置づけられていることが確認された。また加害者のみならず被虐待者になりうる可能性のある当事者自身にも予防的観点からの教育の必要性を展開している研究が見られた。また障害者に関しては障害の特性が影響していることが確認された。具体的には、知的障害のある人々に対する虐待のほうが身体障害のある人々に対する虐待より発生率が高いことが確認された。

第二に、実際に虐待が発生した案件の事例に関して情報収集しその背景要因等に関して分析した。その結果、虐待の発生要因としては従来の先行研究で明確化されている以外に職場の人間関係等、可視化できない要因が複層的に影響していることが明らかとなった。また性的虐待に関しては他の虐待事象とは異なる点を確認した。つまり海外の先行研究において性的虐待が女性学

と連携し他の障害者虐待とは異なり独自の方向性で展開されている点との整合性が明らかになった。また加害者のみならず被虐待者となりうる可能性の当事者にも予防的観点で認識の問題の重要性及び認識を改善する方法論について検討できた。

#### 【2017年】

2017年度にはアメリカ・カリフォルニア州を中心に以下の4つの研究を展開した。

第一に、アメリカ・ロスアンゼルスを中心に展開している JSPACC (手をつなぐ親の会) の協力を得て 50 名の家族に対して障害者虐待の体験に関するアンケート調査を実施した。その結果、35 名から (有効回答率 70%) から有効回答が得られた。「バカにされる」「冷たくされる」等の心理的虐待を「学校」で受けた回答者が 7 名 (20%) と最も高く、次いで「サービス機関」が 6% だった。

第二に、アンケートの回答者のうち 16 名に対して各 2 時間程度のインタビュー調査を実施し深堀調査を行った。その結果、カリフォルニア州では州独自のランターマン法を基軸に、知的及び発達障害のある人々に対しリージョナルセンター (Regional Center) を中心にアウトリーチ方式によるサービスが展開されていた。ランターマン法の考え方は、障害ゆえに生じる健常者との“差”を社会が“補完”するという視点だった。よって例えば障害のある児童をもつ母親が医療機関を受診する際は無料で通訳が付き、言葉の障壁を社会が補完するという仕組み作りが構築されていた。また 2015 年にアメリカでダウン症のある男女 7 人が主人公となる Born this way という TV が大ヒットした。調査の対象者の中にその番組に出演している本人及び母親とインタビューすることができた。対象者は母親が日本人で父親がオーストラリア人という環境のなかアメリカで成長した。Born this way には様々な人種のダウン症のある男女 7 人が中心となり展開している。依然差別や偏見等が強い日本社会と比較してというアメリカ社会の障害のある人々への価値観の相違を大きく感じた。

第三に、虐待や権利侵害に関しては、児童保護サービス (child protective service) ・成人保護サービス (adult protective service) を中心に 24 時間受け付ける通報システムが構築されていた。さらに DRC という弁護士会が中心となって構成される法的サービス機関により無料で弁護士による相談が行われており、通報と相談のサービスが複層的に構築されていた。

第四に USCUCEDD (University Center for Excellence in Developmental Disability) を訪問し Dr. Yin センター長・Dr. Wheeler, 等と議論した。又カリフォルニア州の公的機関である SCDD (University Center for Excellence in Developmental Disability) 及びランターマン・リージョナルセンターを訪問しカリフォルニア州全体の障害者虐待に関する法政策の実際を把握した。その結果、成人保護サービスにおける虐待定義が従来の身体的虐待、性的虐待、経済的虐待、心理的虐待、ネグレクトに加えセルフネグレクト (self-neglect) 遺棄 (abandonment) 社会的孤立 (isolation) も加わり拡大されていた。電話はもちろんネット等でコミュニケーションを行う日常社会が展開されている中、障がいや高齢等によりネット等が行えずコミュニケーションが図られず社会的に孤立する人々が増えているという。このような新たな状況を鑑み、虐待の中にセルフネグレクト (self-neglect) 社会的孤立 (isolation) 等が加わったことは貴重な動向であると考え、日本も今後参考にする必要があると考える。

#### 【2018年】

2018年度は以下の点を実施した。

第一に、ミネソタ大学の障害福祉研究センターの研究者たちと情報交換を行い、当事者の視点も加味した障害支援に関するマニュアルの情報及び支援のアセスメントに関する情報を入手した。このアセスメントの独自性は次の点である。障害のある当事者に支援者に対して支援の中で求める点を明確にすることである。そのうえで障害のある当事者、支援者、アセスメントを展開する管理者等の 3 者でアセスメント表を作成する。今後日本におけるアセスメント作成に展開することで当事者の視点も加味された有効なアセスメントが展開できると考える。

第二に、日本国内の障害者支援事業所において支援者の労働環境と障害者虐待の関連性の実態把握を行った。具体的には日本全国 2,192 事業所に対し各事業所 5 名、合計 1,0960 名に対してアンケート調査を実施した。職種の内訳は、各事業所の管理職に 1 名・実際に支援に携わっている方 4 名に対し調査を依頼した。その結果、3,032 名から有効回答 (回収率 27.7%) が得られた。有効回答の結果は、平均年齢は 41.7 歳 (±11.45) で、性別で見ると男性 1,581 名 (52.2%) ・女性 1,441 名 (47.8%) であった。障害者虐待の実態に関しては次の 2 項目から把握した。まず「あなたが利用者への不適切な行為について見たり聞いたりしたことの有無」については「ある」との回答者が 1,867 名 (61.6%) で「ない」の回答者 1,097 名 (36.2%) より圧倒的に多かった。次に「あなたが無意識のうちに不適切な行為を起こしてしまうこと」の有無に関しては、「ある」が 167 名 (5.5%) 「時にはある」が 1,197 名 (39.5%) 「あまりない」が 1,093 名 (36.0%) 「ない」が 529 名 (17.4%) であった。また「あなたの職場で改善をして欲しいことはどういうことですか。」に対しては、「職員数の増加」が最も高く 1,100 名 (36.3%) 次いで「給与」が 694 名 (22.9%) 「人員体制」が 487 名 (16.1%) であった。これらの結果から、障害者支援事業所の支援の現場では職員数不足及び給与体制への不満の実態が浮き彫りとなった。今後の障害者支援においては支援者の労働環境改善が喫緊の課題であるといえる。

## 【2019年】

2019年度は3研究を展開した。

第一に、特別支援学校の教員に対する意識調査である。これはA県内の特別支援学校25校に対し各校30部アンケートを配布し750名に対し実施した。実施期間は2020年3月10日～31日とした。A県内の特別支援学校総数が25校である為、悉皆調査となった。結果は87名から有効回答が得られた(回収率11.6%)。性別は男性37名・女性50名だった。平均年齢は39.8(±11)だった。特別支援学校を障害者虐待防止法の通報対象に入れる有無については、61名(70.1%)の回答者が、「通報対象にするべき」と回答した。

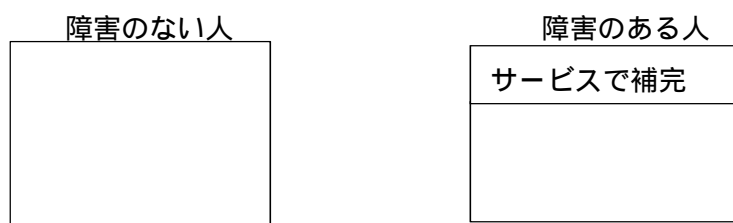
その理由としては次のようなことが記述されていた。「学校で教員が子どもに性的いたずらをした事件がある。実は結構あるのでは、と思う」「実際に体罰で懲戒処分を受ける教員が現在も後を絶たない状況で、教育機関のみが例外となるのは理解できない」「もちろんなるべきです。学校でも「この先生の指導は行き過ぎではないか?」と思ったことがあります。是非通報の対象となるべきです。」「学校で過ごす時間が長いので発見する機会が多い。しかし、保護者との関係や管理職の考え方ひとつで通報されないこともあるため義務付けることで意識(認識)が変わるのでは?」等が挙げられていた。つまり教育現場で実際虐待が発生されている状況も示唆されていた。これまで障害のある当事者及び家族から特別支援学校における問題点等を挙げたことはあったが、教育現場の教員に対するアンケート調査は初めてだと考える。回収率は低かったものの、回答者の70%以上が「通報対象にするべき」という点は、非常に貴重な意見だと考える。今後はこのような現場の教員の声を反映し、障害者虐待防止法の通報対象に教育現場も拡大していく必要があると考える。本研究の問題点・限界性としては回収率が低かった点が挙げられる。その要因として年度末で教員の移動の時期だった点である。また丁度新型コロナウイルスの流行が広まり現場の教職員がその対応に追われていた点が挙げられる。

第二に、障害のある当事者及びその家族に対する障害者虐待の実態把握である。A県及びB県の障害のある当事者及び家族会に依頼し各々500名・100名計600家族を対象にアンケートを実施した。実施期間は2020年3月10日～31日とした。結果は183名(回収率30.5%)から有効回答が得られた。性別は男性103名(56.3%)・女性76名(41.5%)・無回答4名(2.2%)で、平均年齢36.6歳だった。これは2005年に実施した調査と同内容で、障害者虐待防止法前後の変化を把握できたと考える。

第三に、アメリカにおける当事者及びその家族に対する障害者虐待の実態把握である。本調査は日本における当事者及び家族に対するアンケートの英語版である。ジョージア州ヴォールド州立大学ソーシャルワーク大学院菅野英恵准教授の協力を得て実施への運びとなった。しかしながら開始直後新型コロナウイルスの為実施が困難となった。

## 【総括】

今回日本に留まらずフィンランド及びアメリカにおいて障害のある当事者及び家族や専門家等、3か国の実態調査をとおし新たな知見として以下のような実態把握をすることができた。フィンランドにおいては、障害のある人々の支援をしている支援者にインタビュー等を行った。その結果、フィンランドでは、支援者は8時間労働を厳守する。また夏季休暇を中心に1か月程度の長期休暇を毎年提供されている、ということが明らかとなった。フィンランドでは、「労働」と「労働環境」に対する意識が国民全体に非常に強く浸透していることが明らかであった。アメリカ・カリフォルニア州の実態調査からは次の点が明らかになった。まずランターマン法である。これは知的障害のある人々に対し「早期発見早期療育」をアウトリーチによる支援で展開している。具体的には専門職の支援者が利用者の自宅を訪問し生活をとおして多様な支援を提供している。またその支援内容としては、本人の好きなことを中心に展開するいわゆるストレングスモデルを中心に行っていた。さらに障害ゆえに生じる「差」を個人による努力ではなく社会が補完するいわゆる社会モデルが具現化し多様なサービスが構築されていた。



障害者虐待に関しては、児童保護サービス及び成人保護サービスにより24時間の通報システムが構築されていた。また近年の情報社会の状況等を鑑み虐待の概念拡大も展開されていた。具体

的にはセルフネグレクト (self-neglect) 遺棄 (abandonment) 社会的孤立 (isolation) も加わり拡大されていた。

また当事者及び家族のインタビューをとおして地域住民の意識の違い、社会の価値観の相違が明らかとなった。具体的には2015年にBorn this wayというダウン症のある当事者の男女7人が中心として展開しているTVが大ヒットし2016年にはエミリー賞を受賞した。依然障害のある人々に対し差別や偏見等が強い日本と比較し、ダウン症のある当事者が中心となっている番組が社会で好感度をもち受け入れられているアメリカ社会の価値観の相違を強く感じた。

日本においては、全国の障害支援事業所で働く支援者に対して労働環境に対する調査を実施した。その結果、障害者支援事業所の支援の現場では職員数不足及び給与体制への不満の実態が浮き彫りとなった。今後は職員数の確保や給与体制の改善が喫緊の課題であると考えます。

また特別支援教育の現場の教員に直接アンケート調査を実施することができ、教育現場の教員の視点から障害者虐待の実態を把握することができた。その結果、具体的障害者虐待が特別支援学校の教育の現場でも発生している事実を確認することができた。今後はこのような事実を鑑み障害者虐待防止法に教育現場も通報の対象にする必要があると考えます。

今回の研究をとおし日本のみならずフィンランド・アメリカ等での調査研究を行う事により多くの新たな情報・知見等を入手することができた。今後はこれらの情報等を十分に還元していきたいと考えます。

#### 【謝辞】

海外の研究を展開するにあたりアメリカ・ロスアンゼルス JSPACC (手をつなぐ親の会) のご家族や USCUCEDD (University Center for Excellence in Developmental Disability) の Dr. Yin センター長・Dr. Wheeler, 等及びカリフォルニア州の SCDD (University Center for Excellence in Developmental Disability) さらにフィンランド・シポー市の方々に深く感謝申し上げます。

日本においては、労働環境に関しご協力を頂きました全国の事業所に深く感謝申し上げます。また年度末の多忙な時期にも関わらず積極的に対応して下さった特別支援学校の教員の方々及び手をつなぐ育成会 (熊本・山口) の皆様にはこの場を借りて深く感謝申し上げます。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 増田公香	4. 巻 1
2. 論文標題 会員施設における障害者虐待実態報告	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 第56回全国知的障害者福祉関係職員研究大会報告集	6. 最初と最後の頁 72-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 増田公香	4. 巻 第69巻第3号
2. 論文標題 カリフォルニア州における 障害者虐待対応システムに関する考察 日本の障害者虐待施策との比較を視座に（印刷中）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 横浜市立大学論叢 社会科学系列	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 増田公香	4. 巻 1巻
2. 論文標題 山口県知的障害者福祉協会会員施設虐待事件検証報告 A会B園を中心とした現地調査の概要	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 会員施設障害者虐待事件に係る検証活動等の報告書	6. 最初と最後の頁 63 - 64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 増田公香	4. 巻 23
2. 論文標題 障害者虐待の発生要因に関する考察～A県内における障害者施設従事者への意識調査をとおして～	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 山口県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 73 - 93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 増田公香	4. 巻 10
2. 論文標題 フィンランドにおける障害のある人々の参加（参加制約）の実態～QC1Qをもちいて～	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 山口県立大学大学院論集	6. 最初と最後の頁 91 - 97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 増田公香	4. 巻 165
2. 論文標題 障害者権利条約の実効状況の評価と論点 26か国への総括所見から 差別禁止（第5条）	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 リハビリテーション研究	6. 最初と最後の頁 8-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 増田公香
2. 発表標題 障害者施設における虐待（権利侵害）の発生要因と根絶に向けた取り組み
3. 学会等名 第56回全国的障害者福祉関係職員研究大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 増田公香
2. 発表標題 障害者施設における虐待発生要因に関する分析 A県内における支援者の視点をとおして
3. 学会等名 日本社会福祉学会第65回秋季全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 増田公香
2. 発表標題 障害者虐待に関する構造分析 A園の障害者虐待事件をもとに
3. 学会等名 第64回日本社会福祉学会全国大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 キーロン・スミス著, 臼井陽一郎監訳	4. 発行年 2018年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 200
3. 書名 ダウン症をめぐる政治 誰もが排除されない社会へ向けて	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----